

## 第7章 営業その他の調査

### 第1節 調 査

(営業その他の調査)

第91条 営業その他の調査とは、営業、居住者等及び動産に関する調査をいう。

(営業に関する調査)

第92条 法人が営業主体である場合の営業に関する調査は、補償額の算定に必要な次の各号に掲げる事項について行うものとする。

一 営業主体に関するもの

次のイからへに掲げるものとする。

- イ 法人の名称、所在地、代表者の氏名及び設立年月日
- ロ 移転等の対象となる事業所等の名称、所在地、責任者の氏名及び開設年月日
- ハ 資本金の額
- ニ 法人の組織（支店等及び子会社）
- ホ 移転等の対象となる事業所等の従業員数及び平均賃金
- ヘ 移転等の対象となる事業所等の敷地及び建物の所有関係

二 業務内容に関するもの

次のイからホに掲げるものとする。

- イ 業種
- ロ 移転等の対象となる事業所等の製造、加工又は販売等の主な品目
- ハ 原材料、製品又は商品の主な仕入先及び販売先（得意先）
- ニ 品目等別の売上構成
- ホ 必要に応じ、確定申告書とともに税務署に提出した事業概況説明書写を収集する。

三 収益及び経費に関するもの

営業調査表（様式第13号の1から第13号の12）の各項目を記載するために必要とする、次のイから二に掲げる書面又は簿冊の写を収集する。

- イ 直近3か年の事業年度の確定申告書(控)写  
原則として税務署受付印のあるものとする。
- ロ 直近3か年の事業年度の損益計算書写、貸借対照表写
- ハ 直近1年の事業年度の総勘定元帳写、固定資産台帳写  
特に必要と認める場合は直近3か年とする。
- ニ 直近1年の事業年度の次の帳簿写  
特に必要と認める場合は直近3か年とする。

正規の簿記の場合

売上帳、仕入帳、仕訳帳、得意先元帳、現金出納帳、預金出納帳

#### 簡易簿記の場合

現金出納帳、売掛帳、買掛帳、経費帳

#### 四 その他補償額の算定に必要となるもの

- 2 個人が営業主である場合の営業に関する調査は、前項で準じて行うものとする。
- 3 仮営業所に関する調査は、仮営業所設置場所及び仮営業所用建物の存在状況を調査するものとし、調査の結果、仮営業所として適当なものが存しないと認められるときは、調査職員に報告するものとする。
- 4 前項の調査の結果、仮営業所として適当なものが存すると認められるときは、調査職員と協議し、その指示により次の各号に掲げる事項を調査する。
  - 一 仮営業所設置場所の賃料及び一時金の水準
  - 二 仮営業所用建物の賃料及び一時金の水準
  - 三 仮設置組立建物等の資材のリースに関する資料
- 5 営業に関する調査に当たっては、第1項から前項に定めるもののほか、別記7 営業調査積算要領に定めるところによるものとする。

#### (居住者等に関する調査)

第93条 居住者等に関する調査は、世帯ごとに次の各号に掲げる事項について行うものとする。

- 一 氏名、住所（建物番号、室番号）
  - 二 居住者の家族構成（氏名、生年月日）
  - 三 住所の占有面積及び使用の状況
  - 四 居住者が当該建物の所有者でない場合には、貸主の氏名等、住所等、賃料その他の契約条件、契約期間、入居期間及び定期借家契約である場合にはその期間
- 2 居住以外の目的で建物を借用している者に対しては、前項各号に掲げる事項に準じて調査するものとする。

#### (動産に関する調査)

第94条 動産に関する調査は、世帯ごとに次の各号に掲げる事項について行うものとする。

- 一 所有者の氏名及び住所等（建物番号、室番号）
- 二 動産の所在地
- 三 住居又は店舗等の占有面積及び収容状況  
ピアノ、美術品、金庫等で特別な取扱いを必要とするものについては、個別に調査する。
- 四 一般動産については、品目、形状、寸法、容量、重量
- 五 その他必要と認める事項

## 第2節 調査書の作成

### (調査書の作成)

第95条 前3条の調査に係る調査書は、次に掲げる調査表を用いて、作成するものとする。

- 一 営業調査表(様式第13号の1から第13号の12)
- 二 居住者調査表(様式第14号)
- 三 動産調査表(様式第15号)

## 第3節 算 定

### (営業に関する補償額)

第96条 営業に関する補償額の算定に当たっては、調査職員と営業補償の方法につき協議するものとする。ただし、調査職員から当該営業に関する補償の方法についてあらかじめ指示があったときは、この限りでない。

2 前項の場合において、建物及び工作物の移転料の算定業務が当該委託契約の対象とされていないときは、これらの移転工法の教示を得たうえで、行うものとする。

3 前2項の場合において、仮営業所設置費用を算定するときは、仮営業所の設置方法について調査職員と協議するものとする。

### (動産移転料)

第97条 動産移転料の算定は、第95条で作成した調査書(動産に関するものに限る。)を基に、建物の移転工法等を考慮のうえ、行うものとする。この場合において、美術品等の特殊な動産で、専門業者でなければ移転料の算定が困難と認められるものについては、専門業者の見積書を徴するものとする。

### (仮住居等の補償)

第98条 仮住居等の使用に要する費用の補償額の算定は、第95条で作成した調査書(居住者及び動産に関するものに限る。)を基に、建物の移転工法等を考慮のうえ、行うものとする。

### (家賃減収補償)

第99条 家賃減収補償額の算定は、第95条で作成した調査書(居住者に関するものに限る。)を基に、建物の移転工法等を考慮のうえ、行うものとする。

### (借家人補償)

第100条 借家人に対する補償額の算定は、第95条で作成した調査書(居住者に関するものに限る。)を基に、建物の移転工法等を考慮のうえ、行うものとする。

( 祭 祀 料 )

第101条 祭祀料の算定は、建物等の移転工法等を考慮のうえ、行うものとする。

( 移 転 雑 費 )

第102条 移転雑費の算定は、建物の移転工法等を考慮のうえ、行うものとする。

この場合において、移転先の選定方法については調査職員の指示を受けるものとする。